

○北中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者募集要領

1 目的

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、北中城村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者の推薦を求めるとともに、募集を行う。

2 北中城村農業委員会の委員の概要

- (1) 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、村長が、議会の同意を得て任命する。
- (2) 定数は、6人。その内過半数を認定農業者等とし、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者も含む。
- (3) 身分及び報酬は、地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬及び費用弁償を支給する。
- (4) 任期は、令和8年10月1日（予定）から令和11年9月30日まで。

3 北中城村農地利用最適化推進委員の概要

- (1) 委員は、農地利用の最適化推進に熱意と職見をもって職務を適切に行うことができる者のうちから、農業委員会が委嘱する。
- (2) 定数は、3人。担当する区域及び推進委員の数は、北中城村東区域（渡口、和仁屋、熱田）2人、北中城村西区域（仲順、喜舎場、安谷屋、萩道、大城）1人とする。
- (3) 身分及び報酬は、地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、北中城村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬及び費用弁償を支給する。
- (4) 任期は、委嘱日から令和11年9月30日まで。

4 主な業務内容

(1) 農業委員

- ① 農業委員会総会への出席
- ② 農地の権利移動、農地転用等の許可にあたり、現地調査、意見等の審議
- ③ 農地の利用状況調査
- ④ 農地の利用最適化（農地の利用集積、遊休農地の防止解消など）活動
- ⑤ 北中城村のブラッシュアップに向けた地域農業者等（担当区域）の話合いの推進等

(2) 農地利用最適化推進委員

- ① 農業委員会総会への出席（担当地域の農地法等の申請内容についての意見）
- ② 農地法に基づく申請案件に対する現地調査（農業委員と連携）
- ③ 農地の利用状況調査（担当区域を農業委員と連携）
- ④ 農地の利用最適化（農地の利用集積、遊休農地の防止解消など）活動
- ⑤ 北中城村のブラッシュアップに向けた地域農業者等（担当区域）の話合いの推進等

5 推薦及び募集の資格

委員の候補者として推薦を受ける者及び一般募集に応募する者は、農業に識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に該当する暴力団若しくは暴力団委員又はこれらと密接な関係を有する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 推薦及び応募の方法

下記の該当する様式に必要な事項を記入のうえ、持参又は郵送により提出してください。

尚、提出された書類については返却しませんので、ご了承ください。

※被推薦者及び応募者の氏名、年齢、職業は、北中城村公式ホームページに公表することになりますので、ご了承ください。

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に、同時に推薦・応募することはできませんが、兼務はできません。

(1) 提出書類：

①農業委員候補者関係様式

ア 個人が推薦を行う場合 【様式第1号 農業委員候補者推薦書(個人用)】

※個人推薦には農業者3名以上必要

イ 団体が推薦を行う場合 【様式第2号 農業委員候補者推薦書(団体用)】

※農業者の組織する団体またはその他の団体

ウ 自ら応募する場合 【様式第3号 農業委員候補者応募書】

②農地利用最適化推進委員関係様式

ア 個人が推薦を行う場合 【様式第4号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書(個人用)】 **※個人推薦には農業者3名以上必要**

イ 団体が推薦を行う場合 【様式第5号 農地利用最適化推進委員候補者推薦書(団体用)】 **※農業者の組織する団体またはその他の団体**

ウ 自ら応募する場合 【様式第6号 農地利用最適化推進委員候補者応募書】

(2) 添付資料

被推薦者及び応募者の住民票抄本(本籍地記載で、発行から3箇月以内のもの)を添付すること。

(3) 受付期間

令和8年6月1日から令和8年6月30日 ※土日・祝日を除く

(4) 受付時間：村役場開庁日の午前8時30分から午後5時まで(昼食除く)とし、郵送の場合による提出も可能です。(当日消印有効)

(5) 提出場所：郵便番号 901-2392

北中城村字喜舎場426番地2

北中城村役場農林水産課(農業委員会事務局)

7. 選任方法

農業委員については、北中城村農業委員候補者評価委員会において、被推薦者及び応募者の評価を行い、村長へ報告します。村長は同委員会の報告に基づき、農業委員候補者を決定し、北中城村議会の承認を得て、任命します。

農地利用最適化推進委員については、農業委員会において被推薦者及び応募者の評価を行い、農業委員会が委嘱します。

8. 選考の通知

選考結果は、後日、本人宛に郵送で通知します。

9. 個人情報の取扱い

推薦または応募により取得した個人情報につきましては、保護、管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。